

## 台風・交通機関スト等による臨時休校について

### 1. 台風等の非常災害による臨時休校について

- ①午前7時以降10時までの間において、大阪府全域もしくは北大阪、兵庫県全域もしくは兵庫県南部・阪神に暴風警報が発令中の場合は自宅待機とし、解除の2時間後より授業を行う。
- ②午前10時以降も暴風警報が発令中の場合は、臨時休校とする。
- ③大雨や洪水に関する警報発令等の場合は、学校から特に指示をするときを除いて臨時休校としない。

### 2. 交通機関ストによる授業の扱いについて

- ①午前7時以降10時までの間において、阪急電車がスト続行中の場合は自宅待機とし、解除の2時間後より授業を行う。
- ②午前10時以降も阪急電車がスト続行中の場合は、臨時休校とする。
- ③阪急バス、能勢電車のストの場合は、平常通り授業を行う。

### 3. 臨時休校の場合には、代替補充授業を行うことがある。

(注) 交通機関が不通の場合や、登校が危険な場合は、無理をして登校することは不要。  
後日担任に届け出て、登校できなかった正当な理由があることが認められれば公欠扱いとなる。